

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	産業廃棄物処理施設設置の使用前検査	
根拠法令・条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2第5項	
所 管 課	環境保全部	環境対策課
審 査 基 準	<p>○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 （許可の基準等） 第15条の2第5項（要旨）産業廃棄物処理施設の設置者は、許可に係る産業廃棄物処理施設について、検査を受け、当該産業廃棄物処理施設が当該許可に係る申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。</p> <p>○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 （産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請） 第11条第2項（要旨）申請書に法第15条第2項第6号の産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項として記載すべきものは、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 産業廃棄物処理施設の位置 (2) 産業廃棄物処理施設の処理方式 (3) 産業廃棄物処理施設の構造及び設備 (4) 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。） (5) 設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値 (6) その他産業廃棄物処理施設の構造等に関する事項 	
標準処理期間	標準処理期間	おおむね1箇月 （測定等に要する期間を除く。）
	標準処理期間を設定できない理由	